

# 公益財団法人静岡県グリーンバンク人材バンク活用推進事業実施要領 (緑化専門家活用支援)

## 第1条 趣旨

公益財団法人静岡県グリーンバンクは、市町や緑化団体等（以下「市町等」という。）が緑化意識の向上、市町等が実施する公共的な緑化施設の整備や管理の質の向上を図るため、緑化に関する専門家の助言等を受けようとする場合、当該市町等に対し、緑化専門家活用支援事業によって予算の範囲内において支援することとし、その実施に関し必要な事項をこの要領に定めるものとする。

## 第2条 定義

- (1) この要綱において「緑化専門家活用支援事業」とは、市町等の緑化意識の向上、市町等が実施する公共的な緑化施設の整備や管理の質の向上等を図るため、緑化に関する専門家の助言等を受けるのに必要な経費の一部を支援する事業をいう。
- (2) この要綱において「緑化に関する専門家」とは、植物や緑化に関する知見を有する者又は緑化施設の設計やデザイン等について技術的な知見を有する者並びに公益財団法人静岡県グリーンバンクが設置する緑化に関する人材バンクに登録された者をいう。

## 第3条 支援内容

この事業による支援の内容は、緑化に関する専門家の活用に要する次の各号に掲げる経費の補助とする。

- (1) 報償費
  - (2) 旅費
- 2 前項の支援の限度額は、次のとおりとする。
- (1) 地域のランドマーク花壇づくり支援に関連するもの 各団体当たり1年間で15万円
  - (2) 前号以外のもの 各団体当たり1年間で10万円

## 第4条 交付の申請

本事業による支援を受けようとする市町等（以下「依頼者」という。）は、以下の書類を公益財団法人静岡県グリーンバンク理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

- (1) 緑化専門家活用支援事業交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）

## 第5条 交付の決定

理事長は、前条の申請書があったときは、事業の計画等を確認し、交付が適切と認められるときは、補助金の交付を決定し当該依頼者に対し通知（様式第3号）するものとする。

- 2 依頼者は、前項の通知受領後に事業計画の変更又は補助金額の増額をしようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

## 第6条 完了報告書の提出

依頼者は、交付決定を受けた緑化専門家活用支援事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して10日以内に、以下の書類を理事長に提出するものとする。ただし、完了報告書の最終の提出期限は2月15日（土日祝日の場合は前日）とする。

- (1) 緑化専門家活用事業完了報告書（様式第4号）

- (2) 事業実績書（様式第2号）
  - (3) 緑化専門家活用支援事業補助金請求書（様式第5号）
- 2 理事長は、前項の書類が提出されたときは、内容を確認し適切と認められるときは当該補助金の額を確定する。なお、確定した補助金額が第5条により決定した補助金額と同額の場合は、補助金の確定通知を省略することができる。
- 3 理事長は、補助金請求書に基づき補助金の支払いを行うものとする。

#### **第7条 書類の提出方法**

この要領の規定により依頼者から理事長に提出する書類は、支店長を経由して提出しなければならない。

#### **第8条 その他**

この要領に定めるもののほか、緑化専門家活用支援事業に関して必要な事項は理事長が別途定めるものとする。

#### **附 則**

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）（日本産業規格A4縦型）

緑化専門家活用支援事業補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク  
理事長 鈴木 一雄 様

団体の所在地  
団体の名称  
代表者氏名  
(市町にあっては、市町長 氏 名)

緑化専門家活用支援事業による補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請

(1) 概算所要額（全体）

単位：円

項目	交付申請額	備考
報償費		
旅費		
		グリーンバンク支援上限額： 15万円（地域のランドマーク花壇づくり関連） 10万円（上記以外）

※所要額が交付申請額を上回る場合は、その額を備考欄に記載する。

(2) 事業の完了予定年月日

令和 年 月 日

2 その他

様式第2号（第4条、第6条関係）（日本産業規格A4縦型）

事業計画書（事業実績書）

1 事業内容

事業名		
事業の概要		
事業の目的		
緑化専門家を 活用する目的		
事業実施 の効果	専門家の 助言等	
	事業の 方向性	

※事業実施の効果：事業実績書において記載する。

2 緑化専門家の活用計画（実績）

単位：円

内訳	時期 (日付)	専門家氏名 (支払先名称)	概算所要金額(所要金額)		
			報償費	旅費	計
1					
2					
3					
4					
【注：支援額の上限額は、 地域のランドマーク花壇づくりは各団体15万円 それ以外は各団体1年間で10万円】					合計 (内 円請求)

※1 時 期：事業実績書では、具体的な日付を記載すること。

※2 専門家氏名：支払い先が異なる場合は、下段に括弧書きで支払先名称を記載すること。

※3 所要額が補助金額を上回る場合は、その額を下段に括弧書きで記載すること。

※4 報 償 費：1回(日)当たりの上限は原則20,000～30,000円(2～3時間程度)

※5 旅 費：公共交通機関で算定

3 その他

- (1) 施設の整備、維持管理に関する助言は、必要に応じ位置図、平面図、写真などを添付する。
- (2) 事業実績書では、領収書を添付すること。

緑化専門家活用支援事業補助金決定通知書

SGB第 号  
令和 年 月 日

様

公益財団法人静岡県グリーンバンク  
理事長 鈴木 一雄

令和 年 月 日 付け第 号にて補助金交付申請のあった緑化専門家活用支援事業については、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額

決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 決定の内容

緑化専門家活用支援事業補助金交付申請書に記載のとおり

緑化専門家活用事業完了報告書

令和 年 月 日  
第 号

公益財団法人静岡県グリーンバンク  
理事長 鈴木 一雄 様

団体の所在地  
団体の名称  
代表者氏名  
(市町にあっては、市町長 氏 名)

令和 年 月 日 付けSGB第 号により補助金の交付の決定を受けた緑化専門家活用支援事業が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付申請

(1) 所要額（全体）

単位：円

項目	支援金実績額	備考
報償費		
旅費		
		グリーンバンク支援上限額： 15万円（地域のランドマーク花壇づくり関連） 10万円（上記以外）

※所要額が支援金実績額を上回る場合は、その額を備考欄に記載する。

(2) 事業の完了年月日

令和 年 月 日

2 その他

様式第5号（第6条関係）

緑化専門家活用支援事業補助金請求書

第 号  
令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク  
理事長 鈴木 一雄 様

団体の所在地  
団体の名称  
代表者氏名  
(市町にあつては、市町長 氏 名)

令和 年 月 日付SGB第 号で事業補助金の決定を受けた平成 年度緑化専門家  
活用支援事業補助金として下記の通り請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円

振込先

金融機関	(銀行・農業協同組合・信用金庫・信用組合)
	(本・支店)
フリガナ	
口座名義人	
口座番号	普通預金

注 補助金振込先は、申請団体名を含む口座名義のみとさせていただきます